省　令

○国土交通省令第六十五号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十二条、第十九条第二項、第三十三条並びに第三十六条の三第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二十条の三」を「第二十条の六」に改める。

第二十七条の二第四項中「中央防波堤内側埋立地中央突端」を「中央防波堤内側内貿ふ頭岸壁北端」に改める。

第二十九条の三第一項中「名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台（北緯三十四度五十九分五十一秒東経百三十六度四十九分一秒）から二百十三度三千八百十メートル」を「高潮防波堤東信号所から二百十二度三十分三千八百四十メートル」に改める。

別表第一名古屋の部第四区の項中「名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台から二十一度三十分二千三十メートル」を「高潮防波堤東信号所から二十二度二千十メートル」に改める。

別表第一阪神の部堺泉北区第一区の項中「堺第二区追加埋立地北西端」を「堺二区北西端（北緯三十四度三十六分十八秒東経百三十五度二十五分二十五秒）」に、同部堺泉北区第二区の項中「堺第六区埋立地北西端から堺第二区追加埋立地南西端」を「堺信号所護岸北西端から堺二区南西端（北緯三十四度三十五分三十六秒東経百三十五度二十五分三十三秒）」に、同部堺泉北区第三区の項中「堺第七区埋立地北西端」を「堺七区北西端」に、同部堺泉北区第五区の項中「泉北第一区追加埋立地西端から二百四十八度三十分四百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百十一度三十分に港界線」を「泉北一区西端（北緯三十四度三十二分十二秒東経百三十五度二十三分五十七秒）から汐見沖防波堤突端」に改め、「これら二線を」を削り、「港界線」を「同防波堤」に改め、同部堺泉北区第六区の項中「E線」の下に「、汐見沖防波堤」を加え、同部神戸区の項中「和田防波堤突端」を「和田岬防波堤」に、「ポートアイランド第二期埋立地南東端」を「ポートアイランド第二期地区南東端」に、「和田防波堤」を「和田岬防波堤」に改める。

別表第一姫路の部飾磨区の項中「中島地区埋立地南護岸南東端」を「中島南地区南護岸南東端」に、「新日本製鉄広畑東地区埋立地南側護岸」を「陸岸」に、同部広畑区の項中「新日本製鉄広畑西地区埋立地西側護岸南端」を「西浜化学岸壁南端」に改める。

別表第一田辺の部第一区の項中「坂田鼻」を「阪田鼻」に改め、同部第二区の項中「並びに会津川会津橋下流の河川水面」を削る。

別表第二阪神の部神戸西航路の項中「神戸和田防波堤灯台」を「神戸和田岬防波堤灯台」に改める。

別表第三長崎の項の次に次のように加える。

八　代	港域内海面全域	五十メートル

別表第四鹿島の部鹿島水路の項中

「

毎二秒に白色光一閃	入航船は、入航することができること。 長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。	

」を

「

毎二秒に白色光一閃	入航船は、入航することができること。 長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。	三十二度、百七度及び二百五度方向に面する信号板による。

」に、「一閃」を「一閃（せん）」に、「三閃」を「三閃（せん）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第三の改正規定　平成二十五年十月一日

二　別表第四の改正規定　平成二十六年一月十五日

三　第二十七条の二の改正規定　平成二十六年四月一日

告　示

○金融庁告示第四十三号

貸金業法施行令第一条の二第四号の規定に基づき代行会社を指定する件（昭和五十八年大蔵省告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

関西商取代行株式会社の項中「関西商取代行株式会社」を「大阪堂島商取代行株式会社」に改める。

○総務省告示第三百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定により基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年八月十三日

総務大臣　新藤　義孝

第1の2(1)ウ(ア)中「470MHzを超え770MHz以下」を「470MHzを超え710MHz以下」に、「49まで」を「39まで」に改める。

第5の1(1)の表中「関東広域圏（注1）」を「関東広域圏(注)」に、「

新　島	27	0.03	

」を「

新　島	35	0.03	

」に改め、同表(注2)を削り、同表(注1)を同表(注)とする。